

切 り 取 り 線

|  |
| --- |
| 共済貯金について |
| 払戻し | ・毎月１５日と末日に払い戻しできます。（払戻日が休日の場合は、前営業日となります。）・払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残高です。・加入後１年間は払戻しできません。 |
| 各種変更 | ・積立額の変更は、６月変更に係るものは４月１日から４月３０日まで、１２月変更に係るものは１０月１日から１０月３１日までの間に手続きできます。・積立の中断や復活は毎月できます。 |
| 解　約 | 毎月１５日と末日に解約の送金を行います。（送金日が休日の場合は、前営業日となります。） |
| 手続き | 勤務先の共済組合事務担当課にて行ってください。　 |
| 問合せ | ご不明な点は「長崎県市町村職員共済組合経理課」へお問い合わせください。電　話：０９５－８２７－３１３８ |